次のとおり公共測量を実施するので測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年6月4日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

焼津市南部土地区画整理組合

2 作業の種類

公共測量(基準点測量)

3 作業期間

令和元年5月9日から令和2年3月10日まで

4 作業地域

焼津市三右衛門新田字永久保の一部

焼津市小川字兵右衛門松原、字弥五右衛門脇、字道原道、字善兵衛田、字助三島、字六兵衛島の全部及 び字長門脇、字教念寺松原、字中川原道下、字新蔵島の各一部

焼津市石津字ゲンバイ、字弥右衛門島、字モンドウ、字新田島、字宮ノ西、字中川原、字新地島の全部 及び字本田島、字ガン橋、字北川原の各一部

焼津市石津向町の一部

焼津市小川新町五丁目の一部

焼津市与惣次字宮西、字石原、字宮下、字与八前、字広島、字小麦田、字下雨垂の全部 焼津市道原字寺島、字宮前、字木芝、字尻川、字半兵衛島の各一部

焼津市袮宜島字立通りの一部

焼津市下小田字普賢西、字栄田、字本郷、字寺島、字中田、字本田の各一部